

議案第43号

西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年6月14日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西海市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

新旧対照表

西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月30日 西海市条例第18号 第 1 条～第28条 （略） （職員） 第29条 （略） 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とする。 （1）及び（2） （略） （3） 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき 1 人 3 （略） 第30条 （略） （職員） 第31条 （略）	西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月30日 西海市条例第18号 第 1 条～第28条 （略） （職員） 第29条 （略） 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とする。 （1）及び（2） （略） （3） 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき 1 人 3 （略） 第30条 （略） （職員） 第31条 （略）

新	旧
2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第32条～第43条 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第32条～第43条 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)

新	旧
第45条及び第46条 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第48条及び第49条 (略)	第45条及び第46条 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第48条及び第49条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の西海市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項

及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。